

いじめの重大事態に関する調査結果の公表方針

令和4年8月

小田原市教育委員会

1 調査結果の公表の意義

いじめの重大事態の調査結果の公表については、小田原市いじめ防止基本方針で、学校又は市教育委員会は、いじめの重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行うこととされている。

いじめの重大事態の調査の目的が、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の発生防止であることを踏まえると、調査結果の公表の意義としては次のことが考えられる。

- ・ 同種の事案の発生防止を含む、いじめの未然防止に生かす。
- ・ 市民目線で学校及び市教育委員会のいじめ対策や教育活動を見直し、公正な教育活動や教育行政を推進することに役立てる。
- ・ いじめの重大事態の調査に係る経過や手続等を示すことで、調査結果の信頼性を保つ。

2 調査結果の公表について勘案すべき要素

小田原市いじめ防止基本方針で、調査結果の公表について「総合的に勘案して、適切に判断する」としている要素を、次のように考える。

(1) 事案の内容や重大性

いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされており、いずれも深刻な事態であると考えられる。

したがって、事案の内容や重大性を勘案して公表の適否を判断することは適切ではないと考える。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向

いじめの重大事態の調査結果の公表の適否を判断するにあたって、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向は重視すべきである。被害者の意向に反し、いじめの事実を明らかにすることは適切ではないと考える。しかし、いじめの具体的内容に言及しないとしても、いじめの有無や再発防止策について公表することで、公表の目的に沿うこともできるため、公表の内容を精査、限定する等して全ての件について公表することは可能であると考ええる。

(3) 公表した場合の児童生徒への影響

調査結果を公表することによって、個人が特定されることや情報が意図的に歪められて外部に伝わる可能性は否定できない。個人情報拡散されれば、児童生徒への影響は計り知れないものがあることに留意が必要である。

3 公表の方法

(1) 基本認識

1の調査結果の公表の意義及び2の勘案すべき要素の考察を踏まえ、全てのいじめの重大事態の調査結果について基本的には公表する。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向や関係当事者に配慮しながら、調査結果について可能な限り社会と共有していくことが大切である。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向確認

調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者と確認する。

情報化された現代社会においては、調査結果の公表が被害者に二次被害を及ぼす可能性もあり、公表を望まない場合も想定されるが、事案の詳細は記載せず、再発防止策を重点的に示すこと等も可能であり、どこまで公開してよいか、その範囲について、市教育委員会が丁寧に調整をする。

(3) 他の関係児童等への説明

いじめを受けた児童生徒以外の関係児童生徒及びその保護者（いじめを行ったと指摘される児童生徒及びその保護者を含む）に対しても、可能な限り公表の目的を十分に説明して理解を得るように努めるべきであるが、同意を得ることまでは必要ない。

(4) 公表資料

公表資料は、1の調査結果の公表の意義にあるとおり、いじめの未然防止の役割が大きいことから、市教育委員会がその意義を踏まえて、重大事態報告書を基に情報を要約した公表版（概要版）を作成する。

公表資料は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に配慮し、調整をしながら作成するとともに、加害者とされる児童生徒についても、個人が識別されるような情報は公表しない等、人権に配慮をする。

なお、公表資料は、その公表前に小田原市いじめ防止対策調査会へ報告し、公表の意義に沿った適切な内容のものであるかを確認する手続きを設けるとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に最終的な公表資料の確認をする。

(5) 公表方法

市ホームページへの掲載を基本とし、社会的な関心が強い事案（※）は、記者発表等広く公表する。

※ 社会的な関心が強い事案

- ・ いじめの結果が、自死等、重篤な事態となったもの
- ・ いじめの背景に、社会全体で取り組むべき事情が認められるもの 等

(6) 公表する期間

公表期間は、公表の意義と公表による様々な影響を考慮すると、市ホームページに掲載してから6箇月程度を基本とする。

ただし、公表期間中であっても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は公表を中止、または公表内容を一部変更することもあり得る。